

平成 30 年 1 月 12 日

袋井市議会議員 大庭 通嘉 様

日頃よりお世話になっております。

旧年中は、大変お世話になりました。本年もよろしくお願い申し上げます。

さて、9月議会の際にご意見・ご要望がありました、「在宅介護支援金」につきまして、回答をさせていただきます。回答が大変遅くなりましたこととお詫び申し上げます。

ご要望の主旨といたしましては、「施設入所（支援金なし）と在宅（支援金あり）の経済比較したシミュレーション資料を提供してほしい。」との内容だったかと思えます。その資料ができましたので、メールにて送付させていただきます。

【概要説明】

●施設・居住系サービス＝在宅介護支援金支給対象外

地域密着型サービス及び居宅サービス（申請前6か月のうち、在宅90日以上^①の要介護3・4・5の方）＝在宅介護支援金支給対象

●比較は、1人1か月あたりの金額です。

●例えば、棒グラフをご覧いただき、要介護3の⑦と④、要介護4の⑨と①が支援金支給により逆転現象があります。

【今後の在宅介護支援金について】

次期（第7期）計画におきましては、保険料が5,000円～5,200円に収まる中で、在宅介護支援金は現状維持で考えております。これは、以前資料をお渡ししたとおり、県内では高い水準です。

ただ、この支援金は保険料で賄っておりますので、将来的に高齢者数が増加し、介護保険料が上昇してきますと、支給額を減額したり支給対象者の要件を絞ったり、更には支給そのものが困難になり廃止ということも考えられます。

以上のとおり、添付資料と併せてご参考としてください。

また、ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。よろしくお願い申し上げます。

袋井市市民生活部市民課長 大庭 英男

電 話：44-3112

【単独：市町単独事業、地支：地域支援事業】

市町名	対象者	事業内容	財源	
			単独	地支
静岡市	介護保険サービスを1年間利用せずに、65歳以上の要介護4以上の認定を受けた者を、在宅で介護している介護者	年額100,000円を支給		○
島田市	なし			
焼津市	要介護4以上で、要介護認定が6か月以上継続している65歳以上の寝たきり等の高齢者を在宅で介護している方	寝たきり、認知症の高齢者を在宅で介護している方に月額5,000円の介護手当金を年間3回に分けて支給。	○	
藤枝市	なし			
牧之原市	要介護4・5の高齢者を在宅（生計同一）で介護する者	在宅の寝たきり高齢者等を常時介護している家族に対し、介護手当を月額4,000円支給。	○	
吉田町	6か月以上継続して町内に住所を有する者を在宅（生計同一）で介護している者	高齢者及び身体障害者等で常時介護を必要とする者（認知、寝たきり等）を在宅で介護している者に手当を支給し、在宅介護を支援。被介護者1人当たり月額1万円	○	
川根本町	介護度3以上の方を6箇月以上介護している方	月額7,500円（7,500円×12ヵ月）を年間3回に分けて支給。		○
浜松市	要介護4・5に該当し、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった在宅高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族等	介護慰労金、年額100,000円を支給する。		○
磐田市	①基準日前1年以上継続して ・市内に住所を有し住民登録がある ・要介護3以上 ②基準日前1年間のうち在宅期間が通算して180日以上ある。 上記の者を介護している同居の主たる介護者又は介護者がいない場合は要介護者本人	年額20,000円を支給。		○
掛川市	65歳以上の要介護度4以上の方の介護者	月1万円を年3回（4月、8月、12月）に分けて支給。	○	○
磯井市	介護保険の認定で要介護3～5と判定された方を、6か月以上在宅介護をしているご家族または本人。	在宅介護支援金を支給することにより、在宅高齢者やその家族の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 要介護3 月3,000円 要介護4 月5,000円 要介護5 月8,000円	○	

【単独：市町単独事業、地支：地域支援事業】

市町名	対象者	事業内容	財源	
			単独	地支
湖西市	介護度4・5と認定された市民税非課税世帯の高齢者で、過去1年間介護保険のサービスを利用しなかった者を現に介護している同居の世帯	家族の経済的負担の軽減と在宅介護の継続及び向上を図るため、介護している家族に慰労金10万円を支給する。		○
御前崎市	要介護度認定において介護度3以上の認定又は身体障害者手帳1級に該当するねたきり（児）者を、常に家庭において付き添い介護を6ヵ月以上している者	年間12万円を支給（9月、3月に各6万円）。支給月の初日において施設入所、死亡、転出している場合は、その事実が発生した月末までの分を支給する。月額1万円	○	
菊川市	要介護3以上の者を同居で6か月以上在宅において、介護する家族の介護者（地域支援事業は、現にサービスを受けていない者に対してのみ）	介護者手当：介護者の苦労をねぎらい、在宅介護を支援するため、介護者手当を支援する。（月額3,000円 支給月9月・1月・5月）	○	○
森町	町民税非課税世帯で過去1年間介護保険サービスを受けなかった、要介護4又は5に相当する者を現に介護している家族	家族介護慰労事業として、介護慰労金10万円を支給する。		○

介護手当の支給

【単独：市町単独事業、地支：地域支援事業】

市町名	対象者	事業内容	財源	
			単独	地支
下田市	ねたきり高齢者や認知症高齢者の介護者	在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業：要介護度4～5相当のねたきり高齢者や認知症高齢者等と生活を共にする介護者に、月3,000円の手当を支給		○
		家族介護慰労手当支給事業：要介護度4～5相当のねたきり高齢者や認知症高齢者等と生活を共にし、市県民税非課税世帯で過去1年間介護保険サービスを利用していない介護者に、月5,000円の手当を支給		○
東伊豆町	なし			
河津町	在宅のねたきり高齢者又は認知症高齢者と生計を共にして常時介護にあたる者	ねたきり高齢者1人につき月額5,000円、町民税非課税世帯月額7,000円、要介護4又は5に相当する町民税非課税世帯の在宅ねたきり高齢者等であって、過去6ヶ月間介護保険サービス（6ヶ月間に1週間程度のショートステイの利用を除く）を受けなかった場合は、月額15,000円を支給する		○
南伊豆町	要介護4または5で、過去1年間において介護保険サービスを利用しなかった方を介護している住民税非課税世帯	要介護者を介護している家族に対し介護慰労金を支給することにより、家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図る。年額100,000円	○	
松崎町	要介護4以上で過去1年間介護サービスを利用しなかった在宅の高齢者	高齢者1人につき年額100,000円。		○
西伊豆町	介護保険要介護度4・5認定者で1年間介護保険サービスを利用しなかった方を介護している住民税非課税世帯	要介護度4・5認定者を介護している家族に対して慰労金を支給する。尚、このサービスに対しての支給額は年間100,000円		○
熱海市	要介護4又は5と判定された市県民税非課税世帯の在宅高齢者であって過去1年間介護保険のサービスを受けなかった者を現に介護している家族	年額100,000円を支給		○
伊東市	要介護4・5で介護保険料を1年間以上滞納がなく、かつ市民税非課税の高齢者（ただし、生活保護世帯を除く）を在宅で介護している介護保険料の1年間以上の滞納のない世帯	支援金（介護保険料の段階ごと月額） 第1段階 5,000円 第2段階 4,000円 第3段階 3,000円	○	
沼津市	要介護4・5の高齢者を介護サービスを利用せずに介護している市民税非課税世帯の介護者	家族介護者慰労金支給事業		○
三島市	要介護3以上の在宅の高齢者を6か月以上継続して介護している同居介護者	6月30日及び12月31日を基準日とし、その前6か月以上の在宅介護に対し、5万円を支給。ただしこの期間中に、1か月に11日以上入院・入所（ショートステイ含む）をした場合は該当しない。	○	
	要介護4以上の寝たきり又は認知症の方を在宅で3か月以上介護している者	寝たきり高齢者等の介護者に対して、1人につき1か月5千円を年3回に分けて支給。	○	
裾野市				

【単独：市町単独事業、地支：地域支援事業】

市町名	対象者	事業内容	財源	
			単独	地支
四日市市	要介護4・5の方で介護保険サービスを利用しないで1年間介護した市県民税非課税世帯の介護者	100,000円を支給		○
伊豆市	基準日(10月1日)前1年間以上、要介護4以上の状態を継続しており、基準日前1年間に介護サービスを利用していない者等(65歳以上)と同居している介護者	10月1日現在を基準日として、要介護高齢者等1人につき年額12万円の介護手当を支給。		○
伊豆の国市	要介護3～5に該当し、基準日前6ヶ月以上継続して在宅で同居し介護している者(入院入所が45日未満)	要介護者1人につき半年に3万円支給。ただし、要介護4又は5の要介護者で介護保険サービスの利用を受けていない場合は半年に6万円支給。年2回支給。	○	
函南町	要介護4又は5の者を在宅で同居して6か月以上継続して介護している者	年額6万円を支給。介護保険未利用の場合は10万円を支給。	○	
清水町	要介護3以上の高齢者と同居し、6ヶ月以上継続して在宅にて介護し、生計を同じくしている介護者	月額5千円を支給。15日以上入院がある月は除く。	○	
長泉町	要介護3～5の高齢者を介護する者	1か月5千円を支給(8日以上入院又はショートステイ利用のある月は除く)。	○	
	要介護4又は5で、介護保険サービスを1年間利用していない町民税非課税世帯に属するものの家族	100,000円支給		○
御殿場市	要介護4以上の認定者で1年間介護保険サービスを受けなかった者を介護している住民税非課税世帯	家族介護慰労金年額10万円を支給。	○	
小山町	6か月以上臥床していて、日常生活に介護を要する要介護3～5又はこれに準じ、本町に1年以上引続き居住し、現に在住する高齢者。	援護金は年額3万円。	○	
富士宮市	65歳以上の寝たきり(要介護4、自立度B以上)又は認知症高齢者(要介護1、自立度IV以上)を自宅において継続して6か月以上介護している家族	介護者に月額5千円(5,000円×12月)を年2回に分けて支給。	○	
富士市	要介護3、4、又は5の認定後、1年間介護サービス未利用の高齢者等の介護者	介護者慰労金年額10万円を支給する。(但し要介護3の期間がある場合は年額5万円)		○

1 介護度・サービス別給付費(自己負担1~2割を除く、市負担分で比較)

【施設・居住系サービス】※在宅介護支援金支給対象外

単位:円

	特別養護 老人ホーム ①	介護老人 保健施設 ②	介護療養型 医療施設 ③	グループ ホーム ④	特定施設入居 者生活介護 ⑤
要介護3	226,219	261,722	309,464	247,316	191,977
要介護4	243,809	277,113	342,420	251,350	211,087
要介護5	261,266	292,061	366,218	257,020	230,162

※1人1月あたりの給付費の全国平均値(平成28年度)

【地域密着型サービス】

単位:円

	小規模多機能型居宅介護 ⑥			看護小規模多機能型居宅介護 ⑦		
	給付費	在宅介護 支援金	合計	給付費	在宅介護 支援金	合計
要介護3	232,916	3,000	235,916	246,416	3,000	249,416
要介護4	252,373	5,000	257,373	276,535	5,000	281,535
要介護5	276,954	8,000	284,954	312,883	8,000	320,883

※1人1月あたりの給付費の全国平均値(平成28年度)

【居宅サービス】

単位:円

	通所系サービスのみ ⑧			通所系サービス+ショートステイ ⑨			訪問系サービスのみ ⑩			通所系+訪問系サービス ⑪		
	給付費	在宅介護 支援金	合計	給付費	在宅介護 支援金	合計	給付費	在宅介護 支援金	合計	給付費	在宅介護 支援金	合計
要介護3	137,345	3,000	140,345	213,745	3,000	216,745	125,276	3,000	128,276	186,630	3,000	189,630
要介護4	182,309	5,000	187,309	240,836	5,000	245,836	147,791	5,000	152,791	211,614	5,000	216,614
要介護5	192,920	8,000	200,920	233,152	8,000	241,152	144,100	8,000	152,100	238,483	8,000	246,483

※1人1月あたりの給付費(平成29年5月利用実績)

2 在宅介護支援金支給後の比較

要介護3

要介護4

要介護5

